

平成 31 年 4 月 12 日

J B C スーパーバイザー 坂本相悟 殿

一般財団法人日本ボクシングコミッション
倫理委員会委員長 浦谷信彰



通達

当財団は、本日 J B C ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 3 項 2 号に基づき、J B C スーパーバイザーである坂本相悟 (ライセンス No.33707) 氏を戒告処分とする。

理由： J B C スーパーバイザー坂本相悟氏は、平成 31 年 4 月 5 日大阪にて行われたノンタイトル 8 回戦の第 3 ラウンドにおいて、タイムキーパーがタイム計測を誤り試合運営に混乱が生じた際、スーパーバイザーとして試合を管理していた。

このことは競技スポーツとしてのプロボクシングと試合を管理・運営する J B C の社会的信用を著しく貶める行為であり、当財団は坂本相悟氏を戒告処分とする。

以上